

平成22年11月26日から
平成22年11月26日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

第1号(11月26日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第61号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び 勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第62号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	6
意見書案第9号 TPPへの参加を断じて行わないよう求める意見書	21
日程追加の議決	22
意見書案第10号 国土交通省北海道局の存続を求める意見書	23
日程追加の議決	23
意見書案第11号 メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を 求める意見書	24
閉議の宣告	24
閉会の宣告	24

平成22年標茶町議会第4回臨時会

平成22年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年11月26日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第61号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第62号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 意見書案第 9号 TPPへの参加を断じて行わないよう求める意見書
- 追 加 意見書案第10号 国土交通省北海道局の存続を求める意見書
- 追 加 意見書案第11号 メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書

○出席議員（14名）

2番 黒 沼 俊 幸 君	3番 越 善 徹 君
4番 伊 藤 淳 一 君	5番 菊 地 誠 道 君
6番 後 藤 勲 君	7番 林 博 君
8番 小野寺 典 男 君	9番 末 柄 薫 君
10番 館 田 賢 治 君	11番 深 見 迪 君
12番 田 中 敏 文 君	14番 小 林 浩 君
15番 平 川 昌 昭 君	16番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（2名）

1番 田 中 進 君	13番 川 村 多美男 君
------------	---------------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君 （午前10時16分遅参）
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君

平成22年標茶町議会第4回臨時会

病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

平成22年標茶町議会第4回臨時会

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから、平成22年標茶町議会第4回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席2名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から
7番・林君、 8番・小野寺君、 9番・末柄君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、過般、政府において閣議決定されました人事院勧告の内容に基づき、所要の処置を講ずるため、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、これに準じまして、「へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、また、今日的情勢を勘案し、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに教育委員会教育長の給与及び勤務時間

平成22年標茶町議会第4回臨時会

等に関する条例の一部を改正する条例」について議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、二点について補足をいたします。

一点目は、阿歴内地区での断水事故についてであります。

先般、農業用水道阿歴内地区において断水事故がありましたので、その内容並びに対応についてご報告申し上げます。

阿歴内地区においては以前から漏水の可能性があり、調査を実施してきたところですが、11月14日までに場所が特定できましたことから、11月15日午後10時から工事断水のうえ、修理を行ったところあります。

配水管は経年劣化もあり、修理終了後通水しましたところ、別な場所で管の離脱等を繰り返すこととなり、最終通水が確認できたのは、16日午前11時となったところあります。

なお、断水のための対応といたしましては、チラシやファックス等により、状況の推移、経過をお知らせするとともに、産業用水、生活水の供給のため、職員、消防を動員し、給水体制をとって対応いたしました。幸いにして、実質給水を行ったのは、農家2戸と阿歴内小中学校へのポリタンク6個のみで終了したところあります。

このたびの断水は、延べ13時間に及び、地域住民の皆様には、生産活動や生活に支障を来したところありまして、心からお詫び申し上げる次第です。

二点目は、クレインカントリークラブの公売結果についてであります。

クレインカントリークラブは平成20年9月から閉鎖状態となっておりますが、当該土地、建物は国税滞納により名古屋国税局に差押えられておりました。

このたび、同国税局の公売により「愛知県尾張旭市、株式会社エンゼルフールド」が取得されましたが、今後の利用につきましては、同社といたしましては、何点かの計画を想定しているようではありますが、確定しておりませんことから、今しばらく経緯を見守りたいと思います。

なお、本町にとりまして新たな起業は、地域振興上期待するものでありますし、同社からの要請等があった時点では、具体的な支援策について検討いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

◎議案第61号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第61号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第61号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、本年8月10日に人事院勧告が出されたのに伴い、一般職の職員の給与勧告に準じて特別職の給料月額を減額改定を行なうものであり、教育長についても、特別職の支給率に準じて減額するものです。

改定内容は、現行給料月額を0.19パーセント減額するものであり、勧告にある期末手当の減額については、従前から独自削減を実施してきたことから、一般職4.15カ月に対し、特別職は3.05カ月の支給であり、既に、年間で1.1カ月分特別職が低いことから、期末手当の改定については実施しないこととしておりますので、ご理解を願います。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第61号。特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成22年12月1日から平成26年10月21日までの町長及び副町長の給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「84万3,000」とあるのは「80万9,400」と、「70万」とあるのは「67万1,700」とする。

（教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成22年12月1日から平成26年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条の規定にかかわらず、「63万2,000」とあるのは「60万6,800」とする。

附則といたしまして、この条例は、平成22年12月1日から施行する。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は、原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第62号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第62号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、本年8月10日に人事院勧告が出され、11月1日に閣議決定したことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定をおこなうもので、月例給と期末勤勉手当の減額を行なうものでございます。

また、今般、新たに6級の管理職にある者を「特定職員」と位置づけ、特定職員が満55歳を超える年度から、民間較差が拡大傾向にある年齢層といたしまして、月額給料を1.5%の一定率を減額するものでございます。

この改定に伴い、育児短時間勤務職員及び介護職員の給料額改定が必要となりましたので「育児休業条例」及び「標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」についても併せて改定するものでございます。

また、へき地保育所職員の給与改定につきましては、従前、一般職と別に提案してございましたが、人事院勧告に伴うもので改定要因が同一であるということから、今般、条例を一本化し、条立てで提案をするものでございます。

人事院勧告の内容についてでございますが、最初に月例給の引下げについてであります。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

公務員給与が民間を上回る官民給与の較差を解消するため、平均0.19%（平均757円）の引き下げ改定を実施するものでございます。

さらに、50歳代後半層の職員の給与水準を是正するため、6級の特定職員の月額給料を1.5%の一定率減額改定も併せて行ないます。

若年層については、据え置きをします。また、医師の給料表の改定についても、医師の今日的情勢から引下げは行なわないものとしております。

次に、期末勤勉手当の引き下げです。

月例給と同じく官民の較差を解消するために、公務員の年間支給月数を、民間の年間支給割合に見合うよう、年間支給率を4.15月から3.95月として0.2月分引下げるものでございます。内訳としましては、本年度の期末手当は、12月期に0.15月分を引下げて、年間2.75月のところ2.6月とするものであります。

勤勉手当につきましては、12月期に0.05月分引下げて、年間1.4月のところ1.35月とするものでございます。

また、給料と期末勤勉手当の改定実施時期につきましては、本年12月1日を予定をしております。ただし、本年は引下げ改定のため、遡及改定は行なわないところですが、民間との均衡を図る必要があることから、年間給与総額でみて、民間との均衡が図られるよう12月期の期末手当で4月から11月までの月例給に係る較差相当分の額を減額調整するものであります。

条例の条立てについてでございますが、第1条から第4条までの構成でおります。条例名の違いはもとより同一給与条例では施行日ごと、本則改正、附則改正ごとに条立ててございます。

以下、内容についてご説明に入らせていただきます。

議案第62号。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページにまいります。4ページです。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

最初に、平成22年12月1日改正分の内容であります。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。

始めに、期末手当ですが、支給率の減額と附則第7項でいう特定職員の取り扱いを加えるものであります。

第16条第1項中「第16条の3まで」の次に「及び附則第7項第2号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「死亡した日現在」の次に

「。附則第7項第2号において同じ。」を加える。

次に勤勉手当ですが、支給率の減額と特定職員の取扱を加えるものであります。

第17条第1項中「この条」の次に「及び附則第7項第3号」を加え、同条第2項中「、次項において同じ。」を「、次項及び附則第7項第3号において同じ。」に、「100分の70」を「100分の65」に改める。

次に6級、課長職の者を特定職員と明文化し、特定職員が満56歳になる年度から給料等を減額する条文でございます。

附則第7項を次のように改める。

7 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

次は、給料1.5%の減額条文であります。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。））

次に期末手当でございます。

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

次に勤勉手当でございます。

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料

月額（第17条第4項において準用する第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第16条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

次は、休職者の給与の取り扱いであります。

（4） 第20条第1項から第5項までの規定により支給される給与。当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額。

ア 第20条第1項 前各号に定める額。

イ 第20条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額。

ウ 第20条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額。

エ 第20条第5項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額。

次表は、特定職員対象級の表でございます。

給料表、行政職給料表。職務の級は6級でございます。

7ページに移ります。

附則に次の3項を加える。

月の途中で特定職員となる場合の取り扱いであります。

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算式その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

次に56歳特定職員の1時間あたりの給与単価の取り扱いでございます。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第10条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に18を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に18を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

次に、勤勉手当の取り扱いであります。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

10 附則第7項の規定が適用される間、第17条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

8ページにまいります。

次に、給料表の改定でございます。

別表第1を次のように改める。

別表第1。行政職給料表の級別改定率を申し上げます。

行政職給料表は8ページから10ページまででございます。改定率については、1級の改定率についてはございません。2級から6級までの改定率はゼロ%から0.1%の減額となっており、各級号俸中位から減額対象となり、号俸下位の若年層については改定がない状況でございます。行政職給料表は全体で平均0.1%の減額率となっております。

次にまいります。

次に医療職給料表でございますが、医師の給料表1については、今日的な情勢から減額改定は行わないこととしてございます。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ医療職給料表（2）、医療技師についてでございますが、13ページまで記載をしてございます。

改定率については、行政職の改定率と同じ趣旨で改定されてございまして、平均0.1%の減額改定となっております。

14ページにまいります。

ハ医療職給料表（3）、看護師でございます。17ページまで記載がされてございます。

3表につきましても、同じく行政職の給料改定率と同じ趣旨で改定されてございまして、平均0.1%の減額改定となっております。

次ページにまいります。18ページです。

平成23年4月1日付の本則の改正文でございます。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

期末手当の6月と12月の支給割合の改正でございます。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

次に勤勉手当でございます。

第17条第2項中「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

次は、勤勉手当減額対象者の取り扱いでございます。

附則第10項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

続きまして、平成22年12月1日付改正文でありまして、経過措置に対する措置でございます。平成18年の給料表の構造改革8級から6級制に変わりましたことによって、給料が減額される職員に対して原級保障がされてございます。平成21年の給料減額改正に伴い、原級保障者についても昨年0.24%の減額をしておりましたが、今回さらに減額改正されるところでございます。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「条例第25号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。）」を加え、「減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76」を「次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「(給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項に次の2号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59。

(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83。

次に、へき地保育所職員の給料表改定でございます。

(へき地保育所職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和44年標茶町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改定率はゼロ%から0.1%で、第109号俸以上が改定対象者となってございます。

別表を次のように改める。というものでございますが、別表の説明は省略をさせていただきたいと思えます。

21ページ、附則にまいります。

附則といたしまして、(施行期日)。

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項から第5項まで（標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号。附則第5項において「育児休業条例」という。）若しくは第20条第1項から第3項まで、第5項若しくは附則第7項又はへき地保育所職員の給与に関する条例第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の

平成22年標茶町議会第4回臨時会

合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

次は第1号でございますが、一般職についてでございます。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第21条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第7項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第42号）附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表（1）の適用を受ける職員であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及びへき地手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

次の表は、減額改定対象外の職員の給料表であります。

給料表、職務の級、号俸。

行政職給料表。1級、1号俸から93号俸まで。2級、1号俸から64号俸まで。3級、1号俸から48号俸まで。4級、1号俸から32号俸まで。5級、1号俸から24号俸まで。6級、1号俸から16号俸まで。

医療職給料表（2）。1級、1号俸から85号俸まで。2級、1号俸から72号俸まで。3級、1号俸から56号俸まで。4級、1号俸から44号俸まで。5級、1号俸から28号俸まで。

医療職給料表（3）。1級、1号俸から96号俸まで。2級、1号俸から80号俸まで。3級、1号俸から56号俸まで。4級、1号俸から44号俸まで。5級、1号俸から28号俸までであります。

次に、第2号であります。へき地保育所職員についての部分でございます。

(2) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表の号俸が108号俸まで及び121号俸から128号俸までの職員以外の職員（以下この号において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する

平成22年標茶町議会第4回臨時会

月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して給与規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額でございます。

（3）平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

次は、平成22年4月1日以前に55歳になっている職員の読替え規定でございます。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年標茶町条例第 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。次に、育児休業条例に係る条例改正であります。特定職員でかつ育児短時間職員の取り扱いでございます。

（育児休業条例の一部改正）

5 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例）

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項第1号、第2号及び第3号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に」とあるのは「号俸の給料月額に給与条例第4条の2に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

次は、介護職員に対する職員の勤務時間及び休暇等の条例の改正でございます。

（標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

6 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（一般職の職員の給与に関する条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給され

る職員に関する読替え)

5 一般職の職員の給与に関する条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは、「附則第9項」とする。

以上で議案第62号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長職権におきまして、議案書の修正をさせていただきたいというふうに思います。

本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君） 今回、職員等の給与のカットということでございますけども、もし、年間どれくらい減額で、総額でなるのか、試算をしておられたら教えたいのですけども。

○議長（鈴木裕美君） 一括。ほかには。

○7番（林 博君） そのあとの継続で同じ内容でしゃべってもいいんですね。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

今回の影響額で減額される部分の総額でございますが、一般職、特別職合わせまして、職員総額でございますね、1,800万円ほどでございます。以上です。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） 1,800万円の減額ということでございますけども、これが多いのか少ないのかというのはいろんな議論があるのかなというふうに思いますけども、その給料カットということに関して、例えば変かもしれませんが、例えば私、酪農家なので農家のことと言いますと、一生懸命努力をしてがんばった結果が、翌年になって、例えば乳価がカットされてしまうということの繰り返しかなときたわけですよ。がんばった成果が勝手にほかのところから切られてしまうというような状況があったんですけども、本町においても、私は職員の皆さん方は大変努力しているというふうに普段から感じているんですけども、その中、町の財政が大変厳しくて職員をカットして、努力してもらわなきゃならないという状況にあるとは、私は今思っていないのですけども、その中、人事院から

の勧告ということでカットということなんですけども、それに対して職員の皆さん方がどうやって受けとめるか、また、理事者がどういうふうに職員に対しての接し方をするかということが、一番大事じゃないかなというふうに思っているんですよね。いろんな事情の中で、職員の皆さんはやむを得ないという判断で、町のために今後とも努力をしていくんだという姿勢といたしますか、気持ちがあればいいなというふうに思っているんですけども、その辺なにか、労働組織といたしますか、そちらのほうと話し合いとか、町長の考え方もしあればちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 答えをしたいと思いますけども、まず、公務員の給与制度については、議員十分お分かりかと思えますけども、基本的には、かたちとしては民間準拠、そして、地方公務員といたしますか標茶町職員については人事院制度がございませぬから、国家公務員に準拠すると。これは下がるのも上がるのも含めて、そういうシステムになっております。現状的にはこれも最近の話でありますけども、単純に全国一律の民間に準拠するのではなくて、各地域級を、地域にあった給与にするということで、この変化も一つしてございます。

今回の場合についていいますと、これまた総じていうと民間と合わせて比較した場合の数値のあり方が、今回勧告に出ている数字が妥当だとする考え方でありまして、もう一つは、56歳以上の職員について、これは公務員の給与制度の中では初めて出てきたことでもありますけど、給与を加齢によって高くなる方法じゃなくて、加齢によって低くなる方法にするという制度になってございまして、これも民間の考え方と合わせてそういうかたちになってきております。給与制度そのものがそういった事態でひとつ動いております。職員団体との協議の場でも、その辺についての主張は、職員については当然でございます。これまでの常識が大きく変化をしておりますので、そういう面での従来もっております理論というのはございますから、そういう面では多少職員の中にもありますけども、総じていうと、事務レベルでの協議、あるいは理事者協議含めてでありますけども、最終的には深いご理解をいただいたというふうに考えております。

特に非常に職員の方々には、町独自の給与削減を引き続き続行中であります。その上で今回のことについても、そのままのんでいただくということで、かなりそういった面では崇高な判断をさせていただいているものだというふうに理解をしております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） 9番末柄、一つご質問させていただきますが、先ほど林議員の答弁でも年間総額1,800万円ということで、町財政に対する負担というのは、その割には高くはないのかなというふうに私は感じました。

また、職員組合とも話し合いもし、深い理解と崇高な判断をいただいたという答弁でございましたけども、ただ、度重なる減額、減額ときております。職員の仕事に対する意欲

などのことも考え、また、地方分権によつての仕事がどんどん増えてきている、そういう状況の中での今回の人事院勧告に従つたということでございますけれども、ちょっと、とつぴな考えですけども、この人勧に従わず、そのまま給料体制でいく。もしそうなつたときのいろんな弊害等もあるかと思ひますけれども、その辺、何点かありましたらお答えいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

法的に基本的には、国の人事院勧告を使わなければならないというものはないものと理解をしておりますけども、ただ、地方の重要な財源であります地方交付税の算定上、給与費については人勧の数字をもつて一応見られますから、これをそのとおりにやらないとすると、そういったかたちでの数字上の合わない分が一つ出てきますし、それからもう一つは、従来から国の職員の給与状況の合わせて、地方の職員の実態を公表をしております。このまま放置しておきますと、国の職員を上回っている制度にしておいてということ、そのことが情報公開されて、それについての住民の皆さんあるいは本町の住民のみならず、最近では、その自治体、自治体の問題ではなくて、全国の納税者の問題として、議論をされておりますから、そういった面でのまま改定をしないで放置をしておくということは、そういう批判にもさらされるということも、一方では起きてくるのではないのかなあというふうに思ひます。

給与そのものについては、前段申しましたように民間の給与を参考としておりますけども、いずれにしても公務員としてその民間の給与の動きというものについては、当然意識をしていかざるを得ないと。財政的に余裕があるから、うちは削らない、あるいはもっと多く支給をするという状況に、過去には相当30年前とか、そういう時代にはあつたかもしれませんけども、今日的な状況の中では、それはかなり難しい状況だというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） 9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君） いろんな弊害がある、いろんな一般社会からの避難をあげるようなことにもつながっていくというようなことでしたけども、地方交付税のほうで影響も出てくるということですが、以前も一度そのようなご答弁をいただいたかなと思ひますが、なんか特別交付税のほうで減額されるんじゃないかということもありますし、ただ、国の、要するに国家公務員の給与でしょうけども、それを上回らない範囲であれば私はいいいのかな。職員も標茶の場合は、大変一生懸命皆さん働いておられると、私は思っておりますし。そちらの推薦を受けているから言う訳じゃありませんけども。

（笑う声あり、何か言う声あり）

○9番（末柄 薫君） そういうことはありませんで、私一個人として、周りから見ててそう感じてはおります。

また、多分特別交付税となると災害等、要するに一般交付税が交付された以降に生じた

そういうものに対する処置であろうかと思えます。その辺で、どうしてまたそういうことになるのか。交付税のほうで減額になるとすれば、それはいかほどのものなのか。それらを考慮してでも職員の士気が上がるような政策をとられるのがいいのかなと、私は考えますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

職員に対して大変なご評価をいただいております。ここから感謝を申し上げたいと思いますし、いわゆる国と同じ制度にしなければ財政上の交付税での影響について説明をしました。今年度の地方交付税については、すでに7月31日の算定をもって決定しておりますから、これで返せということには、基本的にはならないというふうに理解しております。ただ、次年度以降の計算式が今年度の改定率で給与関係費が整理をされますから、次年度以降改定をしなければ、その分が交付税上で少なく入ってくると。ただ、交付税そのものの総額でいいますと、中身ではいろいろ増えるもの減るものがありますから、そこで明確に去年と比べてこの人件費相当分が来年度でおちるという単純な数字にはなりませんけれども、理論構成上は、このまま放置しますと来年度以降の期待する給与費が入ってこない。あるいは、実質支給との差額が生じちゃうと、これもちょっと理論的には違うんですけれども、簡単にいいますとそういうかたちになります。

それと、職員の士気の問題でありますけれども、これは私どもも同じように一番心配をいたします。当然、職員団体との議論の中身の十分配慮しなければならない点についていえば、その点について職員の方が意識が低下することについてかなり心配をいたします。ただ、地方自治体総じて大変な状況にございます。私どもの町よりももっと減額を実行している、これは有期限、期限を設定してでありますけれども、5年間とか設定してありますけれども、もっと総じていうと、5%ダウンとか10%ダウンということで実施している各団体もございます。そういうところからすると、私どもの率はそこまではまだいきませんが、減額しながら実行してもらっている。その上でさらにこの人勧の問題でありますけれども、やっておりますけれども、そういう他との比較の問題も職員の方々は十分意識をされているんでないかなと。その辺も考慮して、これは先ほど言いましたけれども、耐え難きを耐え忍び難きを忍んで、これを受け入れるしかないんじゃないかというところではないかなというふうに、そういう判断をしたのではないかと思います。特に議論として集中しましたのは、56歳以降で給与が今度下がるという、そういう新たな段階を迎えたことについて、多少職員団体との間では議論が、ちょっと時間的には要したかなというふうなことで理解しております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いくつかにわたって質問したいと思いますが、議案第62号の審議でありますから、先ほど特別職と一般職の総計で1,800万円ということだったのですけど

も、一般職ではどのくらいになるのかということをもまず聞きたいということです。

それから、今最後に副町長おっしゃいましたけども、私も今回の改正案では55歳以上の給与減額が、狙い撃ちで厳しいものとなっているわけですね。今後昇給停止もあるんだろうし、定年後の年金支給の延長などを考えると、これはこの年代というのは非常に厳しい年代でもあるんじゃないかというふうに思うんですが、このような年齢による差別的な減額は、何を理由に、何を根拠に行っているのかと。さっきちらっと課長の説明でも触れられていましたけども、ここはやっぱりこの辺は、厳しいものだなというふうに思うんですよ。副町長のほうから民間はこうなると言うんですけども、それではうちの役場の職員は55歳を過ぎると仕事の量が減るとか、仕事がだんだんそれ以下の年齢よりできなくなるとかということなのかということなんです。そうでないとしたら、これは年齢による差別だというふうに私は思うんですが、その点ではどういう考えをもっているのかなというふうに思います。

それから、冒頭副町長が、林議員の答弁の中で、国が、これは私が昨年質問したんですけども、人件費の抑制に支障をきたすような施策を、現に抑制しれとか、それから国を上回るような給与の適正化に努めなさいと、露骨な地方自治体に対する干渉的な通知でしたよね。それが非常にやわらかく今回は、さっき説明されたようになっていますよね。文章的には非常にやわらかいです。適切な対処を期待しているとか、というような感じでね。だけれども、今の副町長の説明からみると、地方交付税の算定上のペナルティが、あきらかにくるんだみたいだね。いやいや、そういうふうに私には聞こえたんだけど。そうでないとしたら、そういう地方自治体の文言上はゆるやかになったけど、人勸の地方自治体の干渉というのは、なんていうんだろう、実感として薄まってきているというふうに感じているのか、その点を伺いたいと。

それと内需拡大の問題ですけども、これも昨年伺いましたが、標茶の景気回復に内需拡大こそが必要だと思うんですが、今回のお示しされた案というのは、これに逆行するものと言わざるをえないと思うんです。その辺はどのように考えているのか、その辺を。

あと一点ですが、全体としては遡及しない、だけれども平準化するために4月1日に部分的に遡及するところがあると。これはやってはいけないんじゃないかなという感じが私はするんですが、その辺の考え方と、最後に一つ、特定職員の定義がよくまだ僕分らないです。縷々説明していただきましたけど、特定職員という呼称で定義と分かりやすい解釈、これを一つお願いしたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 何点かのご質問があります。総務課長と分けてご説明したいと思っておりますけども、一つ、56歳以上の狙い打ちではないかというご質問がありました。人事院勧告制度そのものが、今後どうあるべきかというのは、かなり揺れに揺れているなという感じはニュース等で、あるいは情報等で感じております。その中であって、あるかたちの段階に入る過程の中で、今日の民間との違いのかたちで残っているものについて、かな

り手をかけているなどといいますか、改正をしてきているなどというふうに、私としては受けとめてございます。

それともう一つは、これは日本の労働人口といいますか就業人口の構造上の問題にかかわってくると思いますけども、実は定年制の問題が年金問題と絡めて浮上しておりまして、実は、今60歳の定年制が65歳の方向に向かおうとして、ほぼ制度的には、ちょうどこの対象となった年齢の方々以降を65歳に引き上げるというそういう方向に検討が進んでいるようでありまして、その中において全体的な人件費をどういうふうに配分していくかというかたちでの一つの手法として制度が出てきているのかなというふうに、いろんな情報をみたときに私どもではそういうふうに理解をしております。狙い撃ちをしたという、そこで人件費といいますか、コストを下げた云々というよりも、そういったトータル的な制度の大幅な変更をしていくということだろうなど。当然議員から言われたように、私どもが56歳以降を過ぎた人が能力が減少しているとは当然思っておりませんで、それぞれ熟練を重ねる中では、当然若い方々との仕事の仕方は違ってはいますが、業務上それなりの力量と効果をもって発揮していただいているというふうに考えてございます。

それともう一つは、今回の人勧の中にもあるんですけども、若年層の方々に、いわゆる上げてといいますか削減をしないで、ある段階から上の方について削減をするという方式で、配分の方法が若い方々に多く配分されるというシステムになっております。そういう全体的な中で見ていかざるをえなくなりますので、56歳以上の方々だけがかわいそうという話にもなかなかしにくいと。公務員給与の全体的な配分を移動かけているという、もう一つの言い方からすると、今回の勧告はそういうものも出ているんでないかなと思います。

それから国の指導ですけども、これは議員ご指摘のとおり、私どもも雰囲気を感じておりまして、これでなければ絶対だめだよという言い方ではない。最近の方式は、先ほども申しましたけども、それぞれ全国の市町村の給与実態を国に比較して公表するという、公表しなさいということが指導されてますから、私どもも年に一回それぞれ住民の皆さんに広報通じて給与実態を明らかにしてはいます。こういう中で、高いか安い、公務員はいいなというような、あるいは安いなというような、町民の方々あるいは国民の皆さんの議論を得たうえで、この現状の給与制度があるべきところに進むんだらうという、多分、手法の中で国としては、そういう指導の仕方に変化をしているのではないかなというふうに思っています。特別どうのということではないと思います。

それから、交付税の算定上の話でありますけど、これは全体的な国の地方財政計画の中でも出てきますけども、個別に標茶町では何ぼが何ぼというよりも、全体として給与改善費とか給与費は何%プラスになる、何%下がるという人勧の数字を受けた上で、次年度の総額を決めていくと。その中でさらにまた細かく分けていきますから、そういった面ではトータル的な意味でいうと、削減勧告が出た場合には、その分下がった分だけが給与費が下がっていくと。給与費で計上すべき分が下がるという理解であります。個別に標茶町

の件費分何ぼ落ちますよという理解ではないということです。総額でそれだけ落ちるといふかたちになりますので、そういった意味でご理解をいただきたいと思います。

それから、遡及の考え方でありませども、基本的には遡及については不利益ということで、遡及させないというのが基本原則でありますけれども、改善する部分と合わせて整理する際に、それを下回って下げてしまうとかっていう、過去にもらった給料を返してくださいと、持ってきてくださいというようなやり方はしないという、制度的にはそういう考え方になってますのでご理解をいただきたいと思います。

あと、不足する分は総務課長のほうから説明させます。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 影響額の内訳でございます。総額1,800万円でございますが、特別職については2万4,000円でございます。残りについては一般職というふうになってございます。1,797万6,000円。

それから、特定職員の定義ということでございますが、改正条例の4ページにもございますが、特定職員そのものは、6級職の格付けにあるものというふうになっております。特定職の6級職にあつてなおかつ56歳になる年度を減額の対象としますと。なる年度もしくは異動により昇格をしたその人というふうになります。文面でいくと、当該特定職員が55歳に達した日以後の最初の4月1日と言ってますから、55歳に満年齢でなる翌年の4月1日に始めて1.5%のカット職員の対象になると。56歳特定職員というふうになるかと思ひます。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 特別職の影響額ですけれども、ただ今総務課長から答えたのは、町長の分でございますして、副町長の分が1万9,000、約600円、教育長の分が約1万8,000円でございますので、合わせて6万2,000円くらいが一応の額です。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それで、議論できませんから質疑だけになっちゃうのですが、特定職員のことを私が聞いたのは、なぜ6級で56歳になったら特定職員という呼称をして、つまりその人たちが、どういうふうになっていくのかということを知っているんであつて、6級でここでいけば55歳に達した日以降ということは分かるんだけど、なぜそれが特定職員ということになったのか、その解釈を知りたいということ。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 人事院勧告の説明の中にあつては、50歳代後半層の格差が拡大傾向にあるということで、冒頭説明させていただきましたけれども、その見合う金額がいくらかという金額の示しはなかったのであります。1.5を差引き、差引いた残りの民間との格差を是正するために平均0.19ポイントを減額をするという説明でございましたので、後半層という55歳、56歳ということになっておりますので、一般的な等級の若年層との比

較にならないとこでの減額調整ができない部分、若年層については、先ほど来からも落とさないで、全体の給与のパイの中での動きとしては、若年層を維持する代わりに、給料の全体で上げる部分についての、高齢者の部分から減額をするという考え方が説明の中にも出ておりましたので、その分の格差是正が極端にひどいだろうというふうに私どもは捉えております。

(「内需拡大」と言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。

○副町長(及川直彦君) お答えをしたいと思います。

今回の下がった分は、そのまま消費が落ちるかそれとも職員の内部留保を取り崩して消費にまわすかというのは、なかなか不明な点でありますけども、過去の経過というのは、過去に商工会さんのところから、人事院勧告の削減時に、削減すると町内消費に大変な影響を与えるから削減しないでくれという要請文が出たことが過去にありますけども、そういうことから考慮しますと、当然、まったく同じ数字で影響するかどうか分かりませんが、影響はするのではないかというふうに考えます。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案可決されました。

◎意見書案第9号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、小野寺君外5名から要急施事件として意見書案第10号が提案されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

◎意見書案第10号

○議長（鈴木裕美君） 意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第10号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎日程の追加

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま、小野寺君外5名から要急施事件として意見書案第11号が提案されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

平成22年標茶町議会第4回臨時会

◎意見書案第11号

○議長（鈴木裕美君） 意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第11号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、平成22年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前11時29分閉会）

平成22年標茶町議会第4回臨時会

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫